

平成 22 年度江東区住宅修築 融資 あっせん申込のしおり

この制度は、自己資金だけでは、自宅の修繕等が困難な方に対して、居住性の改善を支援するため、金融機関に融資のあっせんを行うものです。修繕等の主な内容が高齢者や心身障害者等のためのバリアフリー化工事、アスベスト(石綿)除去工事又は一定の要件を満たす木造住宅の耐震補強工事の場合には、融資の利子の一部を補給する制度が利用できますので、事前に担当にご相談ください。

※ 必ず、工事に着手する1か月前までにお申込みください。すでに工事に着手している場合は、対象となりません。

【1. 融資あっせんの対象となる住宅】

- (1) 現在、自己が居住している区内の住宅であること。
- (2) 居住部分の床面積が175㎡以下であること。
- (3) 建築基準法上適法であること。増築の場合は、区役所建築課への確認申請が必要です。

【2. 修築の範囲】

- (1) 基礎、土台、外壁、屋根等の修繕(耐震改修・省エネルギー工事・アスベスト除去工事を含む)
- (2) 台所、浴室、便所等の改善
- (3) バリアフリー工事(修築工事の主な内容がバリアフリー工事の場合、利子補給が行われる場合があります)
- (4) 増築の場合は、増築後の床面積175㎡以下のもの

【3. 申込者の資格】

- (1) 修繕等を行う住宅に引き続き1年以上居住していること。ただし、同居する予定の親族が修繕等を行う住宅に引き続き1年以上居住している場合は、申込できます。
- (2) 前年の収入金額が1,200万円以下(バリアフリー工事のための融資の申込者は、800万円以下)で、かつ十分な返済能力があること。
- (3) 特別区民税を滞納していないこと。
- (4) 連帯保証人をたてられること。(申込者と生計を別にし、東京、神奈川、千葉、埼玉各都県にお住まいで、保証人としての能力を有する方)
- (5) 申込者、連帯保証人とも、現在この融資の申込者または保証人になっていないこと。

【4. 融資条件】 ※利率については、半年毎に変更する場合があります

(1) 融資額 20万円から1万円単位で500万円まで〔ただし、工事費の80%以内〕
なお、バリアフリー工事を行う方で、住宅設備改善費の助成を合わせて受ける場合は、担当に相談してください。

(2) 融資利率 一般融資利率 償還期間5年以下3.60% 5年超10年以下4.20%

利子の一部補給が行われる場合の利率(注)

・バリアフリー工事の場合

償還期間5年以下 3.60%〔本人負担1.5%、区の利子補給2.10%〕

5年超10年以下 4.20%〔本人負担1.5%、区の利子補給2.70%〕

・アスベスト除去等工事及び一定の要件を満たす木造住宅の耐震改修工事の場合

償還期間5年以下 3.60%〔本人負担0.5%、区の利子補給3.10%〕

5年超10年以下 4.20%〔本人負担0.5%、区の利子補給3.70%〕

(3) 償還期間 20万円～150万円 3年以内 301万円～400万円 7年以内
151万円～300万円 5年以内 401万円～500万円 10年以内

(4) 返済方法 元利均等または、元金均等

(注) 利子の補給が行われる場合について

下記の場合は、融資利子の一部補給を利用することができます。

1. 工事の主な内容が、次の条件のいずれかに該当する高齢者・心身障害者等の方のためのバリアフリー工事の場合

- ① 満65歳以上の方、または介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方。
- ② 身体障害者手帳1級～4級の方等
- ③ 愛の手帳1度～3度の方等
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受け、特別項症～第6項症及び第1款症に該当する方
- ⑤ 難病患者で、医療券の交付を受け、常時介護を必要としている方
- ⑥ 原子爆弾被爆者の認定を受け、常時介護を必要としている方
- ⑦ 公害病認定患者で、公害医療手帳、または、医療券の交付を受け、常時介護を必要としている方

2. 工事の主な内容が、アスベスト（石綿）除去工事（アスベストの除去、封じ込め、
囲い込み等の工事）の場合

3. 「江東区民間建築物耐震改修等助成要綱」による助成を受けることが決定してい
る木造耐震補強工事を行う場合

※ 上記助成の対象外となる耐震補強工事でも融資のあっせんは申し込み可能
ですが、利子の補給は行いません。なお、「江東区民間建築物耐震改修等助成
要綱」による木造耐震補強工事への助成については、下記までお問い合わせ
ください。

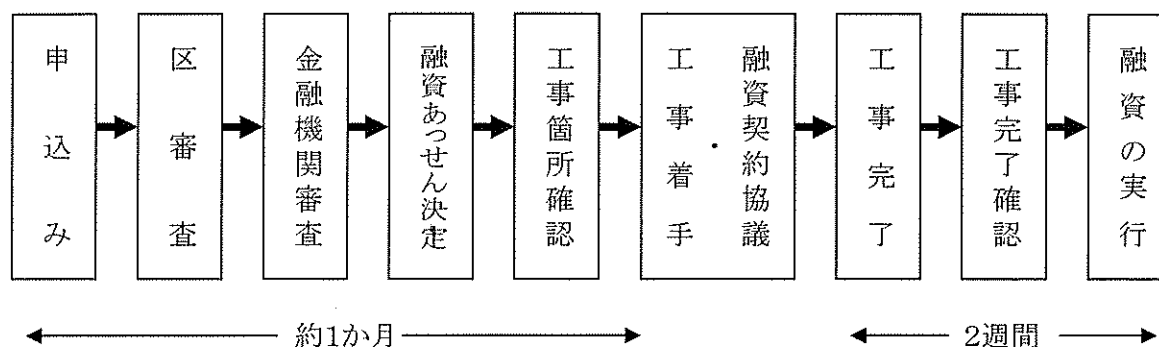
（連絡先）都市整備部建築調整課建築防災担当 （3647）9217

【5. 申込に必要な書類】

- (1) 住宅修築資金融資あっせん申込書(所定の用紙)
- (2) 設計計画書(所定の用紙)
- (3) 工事の見積書(工事施工者の捺印のあるもの)
- (4) 申込者及び連帯保証人の世帯全員の住民票の写し
- (5) 申込者及び連帯保証人の住民税納税証明書
- (6) 申込者及び連帯保証人の印鑑証明書
- (7) 土地及び家屋の登記簿謄本又は固定資産評価証明書
- (8) 借地、借家の場合は、所有者の承諾書
- (9) バリアフリー工事による申込については、その他指定する書類(身体障害者手帳等の写し等)

(注) この他、各金融機関所定の書類が必要になる場合があります。

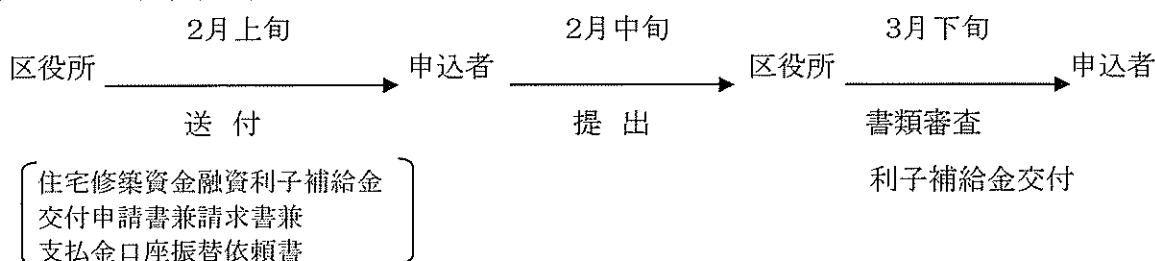
【6. 申込から融資の実行まで】



(注) 申込みから工事着手まで約1か月かかります。工事箇所確認前に工事に着手することは認められません。都合により工事に着手する必要がある場合には、「誓約書」の提出等の手続が必要ですので担当に相談してください。また、融資の実行は、工事が完了してから2週間程度かかります。

【7. 利子補給の手続】

毎年2月上旬頃、本人宛に必要な書類を送付します。



【8. 延滞した場合】

償還を延滞した場合は、延滞相当分の利子補給は行いません。また、延滞日数に応じて年率14.0%の遅延損害金を支払っていただきます。

【9. 注意事項】

次のような場合は、融資あっせんの取消、融資契約の解除または、融資した資金の返還をしていただきます。また、利子補給対象者については、利子補給を打ち切ります。

- (1) いつわりの申込等により、融資あっせんの決定を受けた場合。
- (2) 融資あっせん決定後、1か月以内に金融機関と融資契約協議を行わなかった場合。
- (3) 金融機関と融資契約協議後、1か月以内に着工しなかった場合。
- (4) 資金の償還、または利子の支払を怠った場合。
- (5) 資金の償還終了前に、この融資の対象となった住宅を他人に譲渡したり、目的外の用途に供した場合または、転居した場合等。

取扱金融機関

みずほ銀行

深川支店	(3642)4111	永代2-36-16
亀戸支店	(3681)5111	亀戸1-39-10

東京ベイ信用金庫

城東営業部	(3685)2311	大島4-7-1
砂町支店	(3644)4108	東砂6-12-7
大島支店	(3681)6126	大島4-7-1
豊洲支店	(3531)9621	豊洲4-1-23

東京東信用金庫

江東中央支店	(3645)9211	北砂4-7-41
深川北支店	(3630)1311	三好3-11-11
東砂支店	(3646)3611	東砂4-17-13
亀戸支店	(3683)2161	亀戸5-14-2
大島支店	(3638)8871	大島5-34-17
深川支店	(3641)9176	木場2-19-15
住吉支店	(3633)5551	住吉1-15-14
森下駅前支店	(3631)3171	森下4-11-6

江東信用組合

本店	(3631)8187	住吉2-6-8
洲崎支店	(3647)1751	東陽3-19-9
森下支店	(3634)3921	森下2-23-2

◎申込受付及び問合せ

江東区 都市整備部 住宅課 住宅指導係 電話(3647)9473(直通)

※ 住宅融資保険法に基づく住宅融資保険の保険料相当額を負担していただきます。